

ZeeM 会計・ご紹介セミナー

経理部門の働き方改革

スキャナ保存で実現する業務革新

開催日：2018年2月15日（木）

時間：15:30～17:00（受付15:00）

場所：クレオ（本社）

東京都品川区東品川4-10-27 住友不動産品川ビル12階

費用：無料

定員：10名

申込：https://www.zeem.jp/seminar_event/

制度対応の
ポイントを
押さえる

平成27年度・28年度の税制改正で実施された、スキャナ保存制度に関する大幅な要件緩和と「働き方改革」の影響により、経理部門のペーパーレス化への関心が改めて高まりつつあります。

本セミナーは、これらを背景に「ZeeM 会計」のスキャナ保存制度対応について、デモンストレーションを交え、詳しくご紹介します。

アジェンダ

1. スキャナ保存制度の要点

- ・本制度利用動向（国税庁の承認件数は7倍）
- ・制度導入メリット
- ・システム要件

2. ZeeM 会計のスキャナ保存対応

- ・製品概要（特長や導入実績等）
- ・デモンストレーション
 - ※基本操作～BI活用
 - ※経費申請（スキャナ保存対応）
 - タイムスタンプ押印～文書管理～検証

他

3. 質疑応答

スキャナ保存制度とは

企業の会計処理で発生する各種帳票類は、会社法（10年）、法人税法（7年）で厳格な管理を義務付けています。更に税務調査では過去約3年分の書類をすぐに取り出せるようにしてはならないなど、経理部門は膨大な紙を管理・保管しなくてはなりません。また、紙の運用により業務の煩雑化や保管コストなど、経理部門の負担が大きいため、業務の生産性を低下させていました。

そこで、電子的な保存を可能にしたのが、電子帳簿保存法です。更に同法4条3項「スキャナ保存制度」は、領収書などの証憑類の電子保存要件を大幅に緩和し、スマートフォンの撮影画像でも保存出来るようになりました。これにより、これまで対応を見送っていた多くの企業が、電子化による業務改革に取り組みやすくなっています。

<会計帳票類の電子化に向けた法整備の経緯>

- 1998年 電子帳簿保存法 施行
- 2005年 e-文書法 施行/スキャナ保存制度導入
- 2015年 電子帳簿保存法 改正（上限撤廃/電子署名不要）
- 2016年 電子帳簿保存法 改正（機器規制、チェック体制緩和）

お申込み方法は 裏面ご参照ください

セミナー詳細/お申込み方法

開催情報

主催：株式会社クレオ
日時：2018年 2月15日（木） 15:30-17:00
会場：株式会社クレオ 本社（品川）
東京都品川区東品川4-10-27 住友不動産品川ビル12F
対象：経理部門／総務部門
定員：10名
受講：無料（事前登録制）

※都合により一部プログラムが変更する場合がございます。
予めご了承ください。

- りんかい線「品川シーサイド」出口Bより徒歩6分
- 京浜急行線「青物横丁」より徒歩6分



お申込み方法：ZeeM.jpのセミナー申込フォームからお願いします

https://www.zeem.jp/seminar/seminar_scanner_20180110/

※FAXでお申込みいただく場合は下記①②をご記入の上、本ページをご送信願います

FAX 03-5783-3541

- ①クレオの個人情報保護方針（<http://www.creo.co.jp/policy/privacy/>）をご確認いただき、
下記の同意にチェックをお付けください。ご同意いただけない場合、お取り扱いができない場合があります。

クレオの「個人情報保護方針」に同意する（必須）

- ②参加者情報をご記入ください。

貴社／団体名

氏名	部署名	役職	メールアドレス
ご参加される代表者のご連絡先（TEL）			

※ 当チラシは2018年1月10日現在の情報を掲載したものです。記載の内容は都合により変更させていただく場合があります。
※ 定員を超えるお申込みを頂いた場合は、事前にご参加できない旨をご連絡致します。予めご了承くださいませよう願ひ致します。
※ 都合により、会場、講演内容を変更する場合がございます。変更がある場合は事前にご案内申し上げます。

ZeeM 会計の詳細はZeeM.jpまで

zeem

検索

ZeeM 会計
スキャナ保存対応オプション



U00014-001(登録日 2017.10.31)
株式会社クレオ

お問い合わせ先

株式会社クレオ セミナー事務局 多胡（たご）／平田

TEL：03-5783-3540 FAX：03-5783-3541 e-メール info.zeem@creo.co.jp